

諸外国における社会奉仕を義務付ける制度

	アメリカ(NY州)	イギリス	フランス		ドイツ
制度の名称	社会奉仕命令 (Community Service Order)	コミュニティ・オーダー (Community Order)	公益奉仕労働	公益奉仕労働を伴う執行 猶予	保護観察のための自由刑の延期
法的性格	プロベーションの遵守事項, ACD (Adjournment in contemplation of dismissal)の条件	刑の一種	自由刑の代替	執行猶予の条件	保護観察の遵守事項
根拠法	ニューヨーク州刑法 (NYS Penal Law) ニューヨーク州刑事手続法 など (NYS Criminal Procedure Law)	2003年刑事司法法 (Criminal Justice Act 2003)	刑法典		刑法典
作業内容	公共機関, 非営利機関における労働	無償労働(薬物治療, 電子的監視による 在宅拘禁, プログラム受講等との組 み合わせも可能。)	公法上の法人又は公益奉仕労働を実施する資格 のある団体のための無償労働		公共に役立つ労務を提供
作業時間	犯罪の等級に応じて異なるが, 500時間 以内であることを推奨	無償労働は40時間以上300時間以内	12か月以内に40時間から210時間		規定なし
対象者	16才以上で有罪と認められた者(一定の 性犯罪を犯した者, 又はその前科がある 者を除く。)	16才以上で有罪と認められた者(一定 の重大犯罪を犯した者, 一定の累犯者 を除く。)	拘禁刑に当たる軽罪に より有罪と認められた者	軽罪又は重罪について, 5年以下の拘禁刑を言い 渡す場合の被告人	1年以下(特別な事情が存在するとき には2年以下)の自由刑を言い渡す 場合において, 有罪を言い渡される 者
同意の要否	必要	不要	必要		不要
命令機関	裁判所	裁判所	裁判所		裁判所
内容の決定	Divison of Probation and Correctional Alternatives の長が監督する社会奉仕プ ログラムによる。	地方の保護観察機関が提出する判決 前調査書に基づき, 裁判所が決定。	刑適用裁判官		裁判所
実施機関(配置・ 監督者)	社会奉仕プログラムの運営主体(公私を 問わない。)	保護観察所	刑適用裁判官		保護観察官
違反に対する制 裁	プロベーションの取消し(新たな刑の言渡 し)等	警告の上, 再度違反すれば, 裁判所に 戻され, より厳しい条件を課されるか, 当初の犯罪行為について, 法定刑の範 囲内で改めて他の刑を科される。	義務違反は別の犯罪を 構成。法定刑は, 2年以 下の拘禁刑又は3万 ユーロ以下の罰金(併科 可)。	執行猶予の取消し	条件の変更又は刑の延期の取消し による自由刑の執行

※ 出典: NY州[Community Service Standards (State of New York, Executive Department, April, 2005)], イギリス[New Sentences-Criminal Justice Act 2003 Guideline (Sentencing Guidelines Council)], フランス[刑法典], ドイツ[刑法典, ドイツ刑法総論・成文堂]